

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20260604	有限会社八重タクシー (法人番号 6240002029611)代表 者田中宏幸	広島県山県郡北広島町蔵 迫14番地	本社営業所	広島県山県郡北広島町蔵 迫14番地	文書警告(処分日車数 40日車のため、一般貸 切旅客自動車運送事業 者に対する行政処分等 の基準3.(6)による)	道路運送法(以下「法」) 第15条第3項及び第2 7条第3項	令和8年1月28日及び同年3月16日、継続監視 の監査対象であることを端緒として監査を実 施。8件の違反が認められた。(1)事業計画の 事前変更届出違反(道路運送法第15条第3 項)、(2)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客 自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」) 第21条第1項)、(3)点呼の記録事項義務違反 (運輸規則第24条第5項)、(4)点呼状況の録音 及び録画記録義務違反(運輸規則第24条第6 項)、(5)アルコール検査状況の写真記録義務 違反(運輸規則第24条第7項)、(6)業務記録の 記録事項義務違反(運輸規則第25条第1項)、 (7)運行記録計による記録の保存義務違反(運 輸規則第26条第1項)、(8)運行指示書の記載 事項等義務違反(運輸規則第28条の2第1項)	4	4
20260604	時乗幸生	山口県山口市秋穂東170 5番地4	アニバーサ リ－観光	山口県山口市秋穂東170 5番地4	輸送施設の使用停止 (270日車)、文書警告	道路運送法(以下「法」) 第9条の2第1項、法第 15条第1項及び第27 条第3項	令和6年11月6日、同年11月27日、令和7年1月 14日及び同年1月20日、継続監視の監査対象 であることを端緒として監査を実施。9件の違 反が認められた。(1)運賃料金事前届出・運賃 料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2 第1項)、(2)事業計画の変更認可違反(車庫) (道路運送法第15条第1項)、(3)運送引受書の 交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則 (以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(4)運送引 受書の記載事項等義務違反(運輸規則第7条 の2第1項)、(5)点呼の実施義務違反(運輸規則 第24条第1項、第2項)、(6)点呼の記録事項義 務違反(運輸規則第24条第5項)、(7)点呼の記 録の記載事項義務違反(運輸規則第24条第5 項)、(8)運行記録計による記録義務違反(運輸 規則第26条第1項)、(9)乗務員等台帳の記載 事項義務違反(運輸規則第37条第1項)	27	27